

平成 28 年 10 月 13 日

報道 各位

公益財団法人日本ダウン症協会  
代表理事 玉井 邦夫

東京都豊島区南大塚 3-43-11

TEL 03-6907-1824 FAX 03-6907-1825

E-mail info@jdss.or.jp

## 申し入れ書

拝啓 貴社におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会は、ダウン症のある人たちとその家族、支援者約 5700 名の会員を有し、ダウン症に関する普及啓発、情報提供、調査研究、家族や支援者への相談活動等を行っている全国組織です。

今夏、13、18、21 トリソミーを対象とする母体血による新型出生前検査が臨床研究としての位置付けのもと開始されてから 3 年が経過し、この間約 3 万人が検査を受け、染色体異常が確定した妊婦の約 9 割が妊娠の継続をしない選択したとの発表もあり、それについての報道がありました。

当協会は、「出生前診断を一人ひとりがどう理解し、選択するかについて賛成や反対の意見を表明するものではありませんが、出生前検査・診断をマススクリーニングとして一般化することや安易に行うことには反対」の立場を表明しています。

この検査については、命の選別、生命倫理に関わる難しい課題を孕んでおり、臨床研究としてスタートしましたが、その後倫理に関わる重要な問題について国民的議論を経ることなく、また臨床研究に関する十分な検証もなく、臨床研究の実施機関が次々と増えていく形で検査が広がっています。当協会としては、なし崩し的にこの検査が一般化することに大きな危惧を抱いております。

当協会は、ダウン症のある子の出生が祝福され、ダウン症のある人がその人らしく、安心して暮らしていける社会を目指して活動しています。

本年 4 月、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」ことを謳った障害者差別解消法が施行されましたが、未だ社会には根強い障がい者差別が残っています。出生前検査・診断や最近発生した津久井やまゆり園事件等に関しては、障がいのある人の権利を尊重し、障がいのある人やその家族等に配慮した報道も数多くなされており、報道各社が出生前検査・診断についての問題提起や障がい者差別解消について大きな役割を果たしておられることを痛感しているところです。

しかし、残念ながら、未だ報道によって、ダウン症のある人々が著しい苦痛を被っている事実があることも指摘せざるを得ません。

「ダウン症がわかる検査」で「中絶」、「障害者はいなくなればいい」などの言葉が報道される度に、報道内容を理解できるダウン症のある本人達は、大きな衝撃を受け、自らの存在を否定されていると感じ、傷ついています。

報道各社におかれましては、どのような報道を行う際も、当然、関係する方々や読者に配慮されていることとは存じますが、

**ダウン症に関わる報道についても、常にダウン症のある本人の存在を意識し、ダウン症のある本人に配慮した報道をお願いいたします。**

当協会は、平成24年11月にも貴社を始めとする報道各社

[http://www.jdss.or.jp/project/images/05/jds\\_20121112.pdf](http://www.jdss.or.jp/project/images/05/jds_20121112.pdf) に、ダウン症のある本人に配慮した報道をすべきことを申し入れましたが、必ずしも十分な対応を頂いていない現状がありますので、ここに改めて、申し入れをするものです。何卒、よろしく願いいたします。

敬具

参考資料：2012年9月にJDSが発行した「ダウン症のある皆さんへ」

平成24年11月報道各社 申し入れ書

[http://www.jdss.or.jp/project/images/05/jds\\_20121112.pdf](http://www.jdss.or.jp/project/images/05/jds_20121112.pdf)